

唐津市地域密着型サービス施設整備事業者の選定に関する基本方針

唐津市では、「唐津市第11期高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」（以下、「第9期計画」という。）に基づき、市内の認知症高齢者や中重度な要介護者が、住み慣れた地域での生活を継続できるよう公募制を取り入れた地域密着型サービス事業所の整備を実施する。

本基本方針は、最良なサービスが提供できる事業者を公正に選定・指定するため、選定方針や応募資格等について定めるものとする。

第1 選定方針等

- 1 第9期計画に適合した事業者であり、周辺住民と密接に関係を築き地域における介護・福祉等の拠点となりうる事業者を選定する。
- 2 社会福祉に関する十分な知識及び熱意・経験を持ち、健全な事業運営が継続可能な事業者を選定する。
- 3 地域包括ケアシステムの推進・深化に向けたより独自性・具体性のある計画を優先する。

（地域交流スペース等設け地域との交流・連携を図る等の地域包括ケアシステムの推進に寄与する整備計画は評価において加点とする。）

- 4 募集は、第9期計画期間中について行う。

なお、施設整備に当たり交付金等補助を希望する場合は、施設設置年度における予算成立を条件とし、募集内容のうち予算成立した分のみを整備する。

- 5 施設整備に当たって、市が指定する日以降に着工するとともに、市が指定する日までに竣工させ、必要な手続きを終え確実に事業を開始できるものであること。

なお、施設整備に当たり交付金等補助を希望する場合は、既に着工している施設又は施設等の整備が完了している施設の申請は受け付けない。ただし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、既存施設の改修も対象とする

- 6 申請は、1 法人につき 1 サービスとする。

第 2 公募概要

1 公募する地域密着型サービス

サービス種別	募集数	募集圏域
小規模多機能型居宅介護	1	肥前圏域
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	厳木・相知・北波多圏域、鏡・久里・鬼塚圏域、のいずれか

2 施設整備補助

施設整備に際し交付金等補助を希望する場合、国、県及び唐津市の予算成立を条件として「唐津市介護施設等整備事業補助金」を交付する。

サービス種別	施設整備補助	開設準備に関する補助
小規模多機能型居宅介護	39,600 千円 (1 施設)	989 千円×宿泊定員数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	7,000 千円 (1 施設)	16,600 千円 (1 施設)

※補助基準額は、国・県の施策等により変動する。

第 3 応募資格

- 1 法人格を有する団体（法人格取得見込も含む）であること。
- 2 応募開始現在、応募する法人及び代表者が唐津市内において他の介護サービス事業所を運営し、かつ、その介護サービス事業所の施設整備に当たり唐津市から補助金の交付を受けていた場合、当該介護サービス事業所を休止していないこと。
- 3 応募開始現在、応募する法人及び代表者が他の介護サービスを運営している

場合、過去３年以内に都道府県及び市区町村が行った指導監査等において、改善勧告以上の行政指導又は行政処分を受けていないこと。

- 4 応募する法人及び代表者は、国税及び地方税等を滞納していないこと。
- 5 応募する法人及び代表者等が、唐津市暴力団排除条例及び唐津市補助金等交付規則第３条の２の暴力団排除規定に該当しないこと。
- 6 事業を実施するにあたり、土地及び建物の確保が確実に見込まれ、市が指定する日以降すみやかに着工ができること。
- 7 施設整備に当たり交付金等補助を希望する場合、確保する土地・建物については、原則として、自己所有、賃貸借に関わらず、土地・建物に抵当権など所有権以外の権利が設定されていないこと。ただし、下記の場合、例外として取り扱うこともあるため、必ず事前に相談すること。
 - ①当該施設を整備するための借入金を被担保債権とする抵当権。ただし、根抵当権の設定は、如何なる理由であっても認めない。
 - ②応募締め切り日までに所有権以外の権利抹消の確実な見通しがあるもの。
- 8 介護保険法第７８条の４第１項及び第２項、第１１５条の１４第１項及び第２項に基づく「唐津市介護保険法に基づく指定地域密着型サービス等の事業者の指定及び事業に関する基準を定める条例」による基準を満たすこと。
- 9 介護保険法第７８条の２第４項各号及び第１１５条の１２第２項各号に規定する欠格事由に該当しないこと。
- 10 介護保険法、同法施行規則のほか、建築基準法、消防法、その他の関係法令及び関係条例を遵守していること。
- 11 指定後も、関係法令を遵守し、長期的に安定した運営ができること。
- 12 次に掲げる項目が実施可能であること。
 - ① 利用者の意思及び人格を尊重し、事業の運営向上に努めること。
 - ② 地域との交流に取り組むこと。
 - ③ 事故防止、虐待防止への方策を立て実行すること。
 - ④ 適切な防災体制をとること。

- ⑤ 職員の資質向上を図ること。
- ⑥ 経営基盤の安定化を図ること。

第4 選定について

1 事業候補者の決定

事業候補者は、「地域密着型サービス施設整備事業の候補者選定委員会」の審査に基づき市長が決定する。

2 審査方式

- (1) 提出書類の審査及び現地調査による一次審査、一次審査通過者に対するヒアリング方式による二次審査を行う。
 - ・一次審査：書面による人員基準、運営基準等への適合を審査
 - ・二次審査：ヒアリングにより法人の経営方針、事業計画の詳細について、聴き取り選定基準による採点を行う。
- (2) 選定の結果、同等の場合は、抽選により決定する。
- (3) 応募者がなかった場合及び審査において候補者が決定しなかった場合は、再度、公募を行う場合がある。また、審査の結果、全ての事業者が基準点以下の場合は候補者なしとする。
- (4) 上記により決定した事業候補者が30日以内に辞退した場合は次点の者を事業候補者とし、30日を超えて辞退した場合は候補者なしとする。

3 審査結果の通知

審査結果は、文書により通知する。

4 意見の聴取

審査の結果に、介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるため、地域包括支援センター運営協議会（以下、協議会という。）を開催し事業候補者に対する協議会からの意見を聴取する。

5 選定の取り消し

市長は、次に該当する場合は、選定を取り消すことができる。

- (1) 正当な理由がなく事業実施の承認又は市が指定した日から3箇月を経過しても着工していないとき。
 - (2) 事業計画内容に虚偽等があることが明らかになったとき。
 - (3) 事業候補者が事業の中止を申し出たとき。
 - (4) 市長が選定を取り消すことが必要と判断したとき。
- 6 承認された事業計画の承認内容に変更等があるときは事業候補者は速やかにその内容を市長に対して報告しなければならない。市長は必要と認める時は、協議会にその旨を報告し意見を聴取するものとする。
- 7 事業候補者は、サービス提供月の前月末日までに事業を完了させ、事業完了後速やかに市長に指定申請を行う。
- 8 市長は、指定申請書を受理したときは、速やかに審査し、適当と認めるときは、指定を行うとともに、その旨を公示する。
- 9 市長は、指定にあたり次の条件を付することとする。

条件

- 1 介護保険法第42条の2第1項の指定申請を唐津市以外の保険者に行う場合、同法第78条の2第4項第4号に定める唐津市の同意について、速やかに唐津市と協議し、当該同意を受けること。
- 2 新たに施設に入居する唐津市の被保険者については、当該被保険者の唐津市での被保険者としての期間が1年以上であること。
ただし、次の場合を除く。
 - (1) 被保険者の一親等以内の親族（親及び子）が唐津市内に1年以上居住しているとき。
 - (2) 被保険者が以前に1年以上居住していたとき。
- 3 虚偽の申請により新たに施設に入居したときは、唐津市からの介護保険給付の差し止めがある旨の説明を入居者に対し行うこと。

第5 留意事項

- 1 応募が1者のみであっても、審査の結果、適正な事業運営が見込まれない場合は選定しない。
- 2 事業計画における用地（建物）権利者又は地域住民等との間の確約書等に基づき生じた損害賠償請求、地域密着型サービスの事業者を選定されなかったことや応募の無効などによる損害等について、唐津市は一切責任を負わない。
- 3 応募に当たっての必要な経費は、すべて応募当事者の負担とする。
- 4 応募により地域密着型サービスの事業者を選定されても、介護保険事業者の指定を確約するものではない。
- 5 施設整備に際し交付金等補助を希望されても、国、県及び唐津市の予算措置、補助事業の実施、補助金の額及び補助金の交付を確約する者ではない。
- 6 提出された情報については、目的外使用はしない。ただし、個人情報を除く協議書等については、法令又は条例に基づき公開する場合がある。
- 7 事業候補者の決定後、提案内容を変更することは原則認めない。
- 8 事業者として選定された法人が、その地位を譲渡し、または他人に利用させることは、その理由の如何を問わず一切認めない。